

## 1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、

**「高齢者が いつまでも 住み慣れた地域で**

けんこう  
**健幸で 安心して 暮らせるまち」**

とします。

この理念では、

「住み慣れた」は、 地域の人々とともに、高齢者がその人らしく暮らしていく地域づくりをイメージします。

「けんこう健幸」は、 高齢者が、健やかで幸せな生活を送ることができる地域づくりをイメージします。

「安心」は、 高齢者が、安心して暮らしていけるよう、様々なサービスを受けられる体制づくりをイメージします。

## 2 計画の基本方針

本計画の基本方針は、

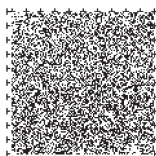
**地域共生社会の実現と2040年への備え**

とします。

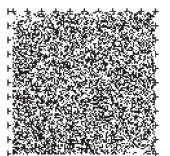
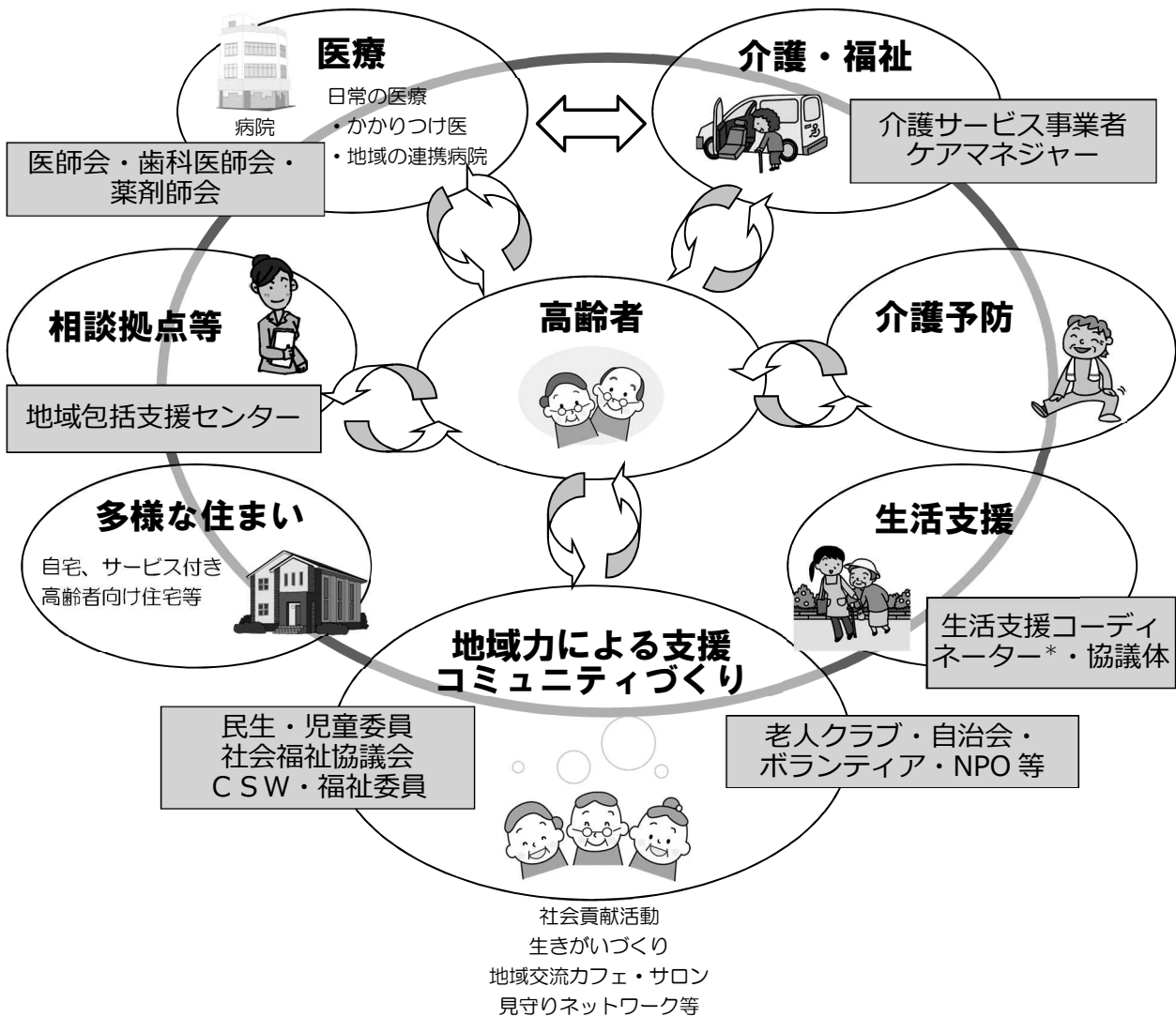
「地域共生社会」とは、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会のことです。人々の暮らしや地域の在り方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる社会の実現が求められています。

第7期計画でも掲げた「地域包括ケアシステムの推進」に「介護予防・健康づくりの推進」と「介護現場の改善」をさらに併せて、これから来る2040年を見据えつつ事業に取り組みます。

※地域包括ケアシステムについては、次のページのイメージ図をご覧ください。



地域包括ケアシステムのイメージ図【日常生活圏域】（第8期）

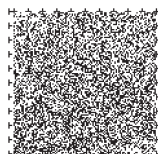


### 3 基本目標

本計画の基本方針を具体化するものとして、次の基本目標を設定します。

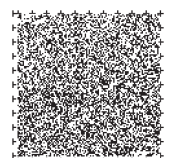
#### 基本目標1 地域の包括支援体制を整える(地域共生社会を目指して)

1 地域ケア会議の推進	地域ケア会議の開催を通じて、医療・介護の多様な職種や機関との連携協働による地域支援ネットワークの構築や、地域課題解決のための検討につなげていく体制の整備を進めます。
2 地域包括支援センターの体制の強化	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療・保健・福祉等の関係機関との連携を図りながら、包括的・継続的なマネジメントを行うとともに、高齢者や家族が抱える悩みや問題に対して総合的に支援するため、体制の強化を図ります。
3 地域における支え合い活動の推進	高齢者が身近な地域でいきいきと暮らせるよう、地域住民や高齢者自身の活動によって高齢者の生活を支え合える仕組みを推進します。
4 在宅医療・介護連携の推進	関係機関等と連携して、在宅医療の充実と医療・介護間の円滑な連携ができるよう、情報共有の支援、地域住民への普及啓発を実施します。
5 認知症高齢者・家族等への支援と普及啓発	認知症施策推進大綱に基づき、認知症になっても地域で自分らしく暮らせる社会を目指し、認知症高齢者・家族のための相談・支援体制の強化や地域での見守り体制の構築、通いの場の拡充、社会への普及啓発に取り組みます。 また、介護福祉部門と障がい者福祉部門との適切な連携による切れ目のない支援を行うとともに、若年性認知症*への支援や社会参加支援のほか、教育等他の分野とも連携した取り組みを進めます。



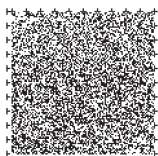
## 基本目標2 健康でいきいきとした暮らしを支える

1 生きがいづくりの推進と就労支援	高齢者のスポーツ・レクリエーション活動や学習活動・ボランティア活動などを進めるとともに、関係機関と連携し、就労意欲のある高齢者の就労支援に努めます。
2 社会参加活動の支援	高齢者が活動的で生きがいに満ちた生活が送れるよう、彩愛クラブ（老人クラブ）や地域住民とのふれあい活動、市内の小・中学校の児童・生徒との世代間交流などを推進します。
3 健康長寿のための健康づくりの推進	介護予防に関する知識の普及啓発や、介護予防・日常生活支援総合事業*を実施します。高齢期における健康づくりについて「第2次久喜市健康増進・食育推進計画」等、関係施策との連携を図ります。
4 高齢者福祉サービスの充実	ひとり暮らしの高齢者などの自立支援や要介護状態への進行を防ぐためのサービス、又は在宅でねたきりなどの要介護者の生活支援のためのサービスを充実します。
5 高齢者の居住安定に係る施策との連携	地域で尊厳のある生活を実現するため、高齢者それぞれの状況にあった住まいを生活拠点に必要なサービスが提供されるよう、医療・介護の提供体制の整備について住宅や居住に係る施策との連携を図ります。



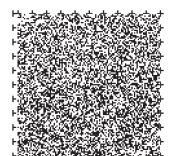
### 基本目標3 安心・安全のまち

1 高齢者の権利擁護・虐待防止	<p>高齢者虐待の防止及び養護者に対する支援を行うため、地域包括支援センターを中心に相談・支援体制を強化するとともに、関係機関や介護サービス提供事業者等と連携し、高齢者虐待等の早期発見に努めます。</p> <p>また、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進や、防犯・消費者トラブル等の相談体制の充実を図ります。</p>
2 災害対策・単身高齢者等対策	<p>災害の発生や感染症の流行に備え、高齢者など要援護者の被害が最小限となるよう、地域の関係機関等と連携して支援対策の充実を図ります。また、ひとり暮らしの高齢者などが地域で安心して生活できるよう、各種の高齢者福祉サービスや地域の見守り体制の充実を図ります。</p>
3 感染症に対する備え	<p>感染症発生時においても介護サービス事業所等がサービスを継続できるよう、関係機関と連携し、支援体制を整備します。</p>
4 高齢者にやさしいまちづくり	<p>バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備等に努めます。</p> <p>また、各種公共交通の利便性向上について、関係機関と連携しながら、高齢者が外出しやすいまちづくりに努めます。</p>

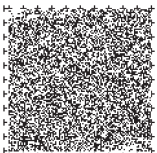
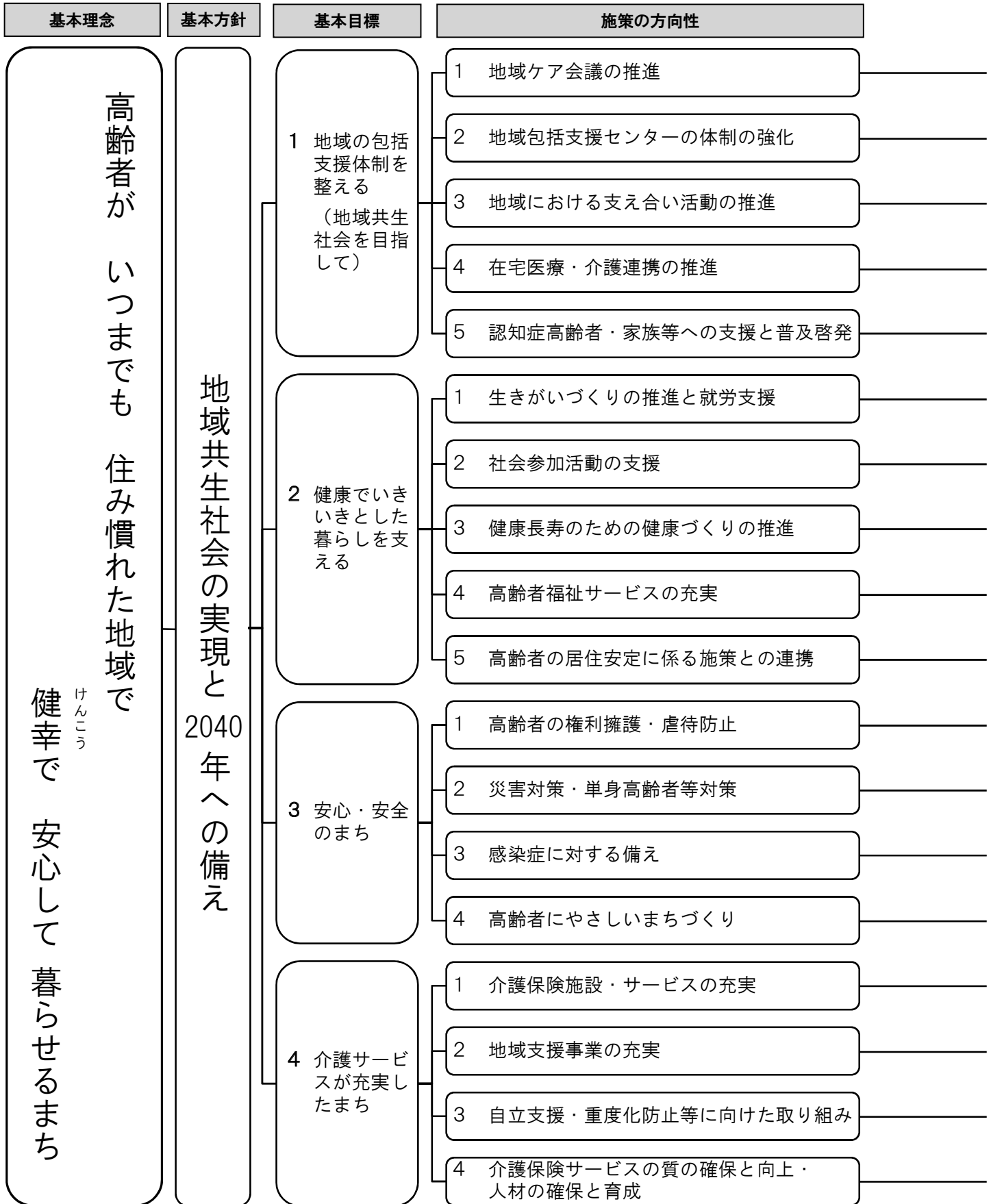


## 基本目標4 介護サービスが充実したまち

<p>1 介護保険施設・サービスの充実</p>	<p>これまでの利用実績を踏まえ、需要に応じた介護保険施設等の整備目標を定め、介護保険サービスを提供します。</p>
<p>2 地域支援事業の充実</p>	<p>地域で生活する高齢者が、要支援・要介護状態にならないように介護予防を推進し、また、要介護状態等になった場合においても、その軽減や悪化防止を図るとともに、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、本市が実施主体となり要介護者やその家族を支援する事業に取り組みます。</p>
<p>3 自立支援・重度化防止等に向けた取り組み</p>	<p>ケアマネジャーやサービス提供事業所等による利用者への適切な介護予防ケアマネジメント*の提供や、住民主体の介護予防事業を支援します。</p> <p>また、高齢者が本人の状態に応じて必要なりハビリテーションが利用できるよう取り組みます。</p>
<p>4 介護保険サービスの質の確保と向上・人材の確保と育成</p>	<p>介護保険サービスについての評価の仕組みの活用促進や、介護保険サービス提供事業者等への指導及び監督を行います。また、そうした評価等について、利用者への積極的な情報提供を行います。</p> <p>人材の確保については、2025年、2040年のサービス需要を見据え、介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成等に取り組みます。</p>



■施策の体系図





## 主な取り組み内容

●地域ケア会議の推進

●地域包括支援センターの体制の強化

●地域における支え合い活動の推進

●在宅医療・介護連携の推進

●認知症高齢者・家族等への支援と普及啓発

●高齢者大学 ●高齢者スポーツ・レクリエーション活動 ●就労支援

●彩愛クラブ(老人クラブ) ●地域住民とのふれあい活動・ボランティア活動 ●多世代間交流の推進

●健康長寿のための健康づくりの推進

●高齢者の生活支援のための事業 ●高齢者の安心のための事業  
●高齢者の生活を支える高齢者福祉施設等のサービス

●高齢者の居住安定に係る施策との連携

●高齢者虐待の防止 ●成年後見制度の利用促進 ●防犯・消費者保護などの対策  
●多様な相談体制の整備 ●苦情に対する対応

●地震などの災害に備える対策 ●災害時要援護者避難支援の充実  
●単身・高齢者のみ世帯の安心を確保する対策

●感染症に対する備え

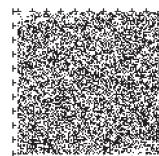
●バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進  
●高齢者の外出を支える公共交通の維持・充実など

●介護サービス量の見込み ●サービス基盤の整備目標

●介護予防・日常生活支援総合事業 ●包括的支援事業 ●任意事業

●介護予防ケアマネジメント ●住民主体による介護予防事業の実施  
●リハビリテーションサービス提供体制の構築

●相談・支援体制の強化 ●人材確保の支援と業務の効率化 ●介護サービス情報の公表  
●介護サービス事業者への適正な指導・監督 ●介護保険給付適正化の取り組み

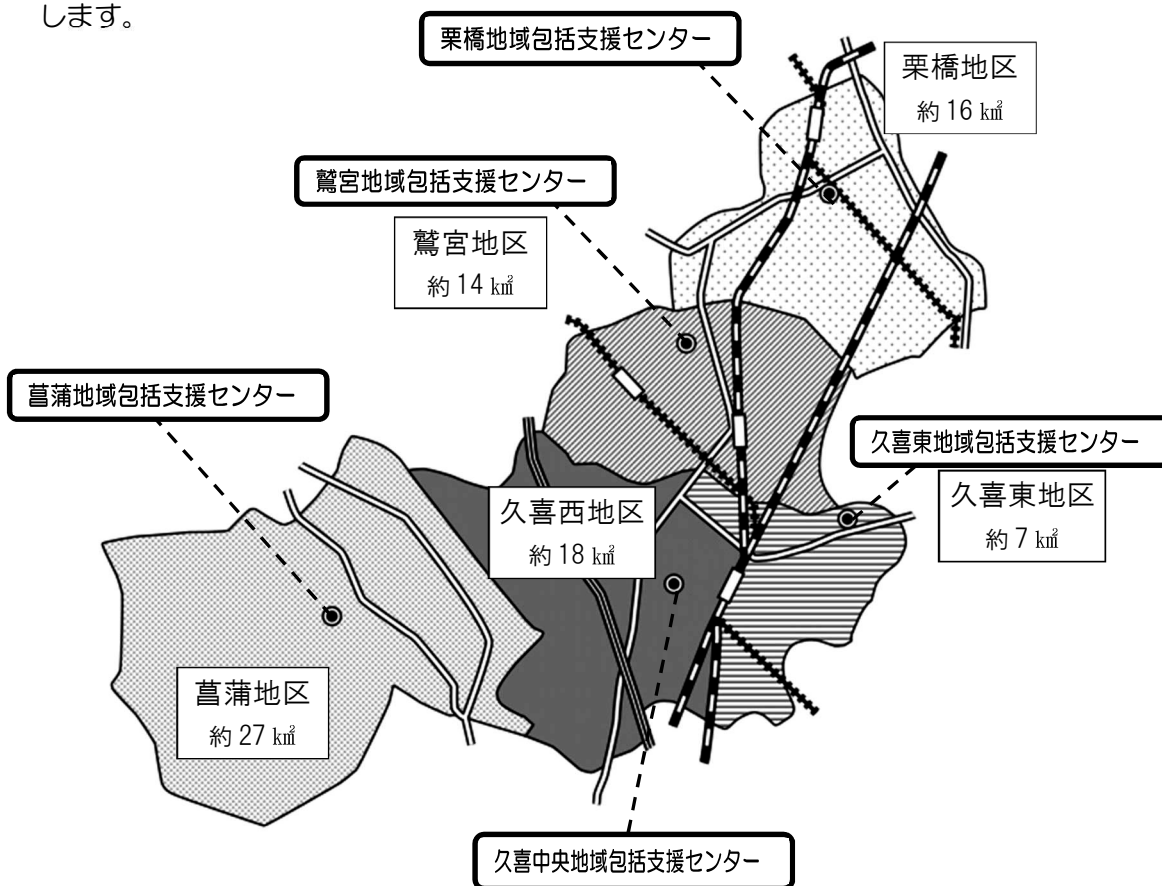




## 4 日常生活圏域

### (1)日常生活圏域の考え方

本市は、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるように、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、施設整備の状況等を総合的に勘案し、5つの「日常生活圏域」を設定しています。本計画期間においても引き続き、この5つの圏域を踏襲します。



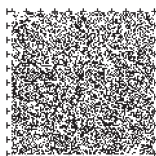
※一部地域においては本来ならば番地により圏域が分かれていますが、本計画で利用する推計システムの都合上、「北青柳・下早見」は久喜西地区、「太田袋・古久喜・野久喜」は久喜東地区としています。

### (2)地域包括支援センターの設置・運営

本市ではこれまで、地域包括支援センターを5か所設置し運営してきました。本計画期間においても引き続き、この5か所を踏襲します。

#### 【地域包括支援センターの設置】

年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
設置数	5か所		
管轄圏域	5か所の地域包括支援センターが、1圏域ずつ担当します。		



### (3)各圏域の状況

【人口及び高齢化の状況】令和2年1月1日現在

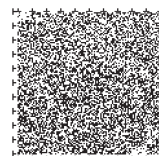
日常生活圏域	久喜西 約18 km <sup>2</sup>	久喜東 約7 km <sup>2</sup>	菖蒲 約27 km <sup>2</sup>	栗橋 約16 km <sup>2</sup>	鷲宮 約14 km <sup>2</sup>	計 約82 km <sup>2</sup>
人口(人)	28,150	39,419	19,342	27,568	38,587	153,066
前期高齢者人口(人)	4,598	6,142	3,772	4,048	6,292	24,852
後期高齢者人口(人)	4,596	5,210	2,994	3,792	4,571	21,163
高齢者人口(人)	9,194	11,352	6,766	7,840	10,863	46,015
高齢化率	32.7%	28.8%	35.0%	28.4%	28.2%	30.1%

※出典：埼玉県「町(丁)字別・年齢(各歳)別・男女別人口」

※久喜西圏域・久喜東圏域の人口は推計値です。(P56参照)

【施設・居住系サービス事業所数の状況】令和2年10月1日現在 単位：か所

圏域 サービス	久喜西	久喜東	菖蒲	栗橋	鷲宮	計
介護老人 福祉施設	3 (229床)	0 (0床)	2 (200床)	2 (190床)	4 (382床)	11 (1,001床)
介護老人 保健施設	1 (57床)	0 (0床)	1 (130床)	1 (109床)	1 (85床)	4 (381床)
介護付有料 老人ホーム	1 (33床)	2 (120床)	0 (0床)	0 (0床)	2 (122床)	5 (275床)
住宅型有料 老人ホーム	2 (30床)	1 (9床)	1 (39床)	1 (16床)	1 (14床)	6 (108床)
サービス付 高齢者住宅	1 (58床)	0 (0床)	0 (0床)	2 (31室)	0 (0床)	3 (58床・ 31室)
ケアハウス	2 (100床)	0 (0床)	0 (0床)	1 (40床)	0 (0床)	3 (140床)
計	10 (507床)	3 (129床)	4 (369床)	7 (355床・ 31室)	8 (603床)	32 (1963床・ 31室)



【居宅系サービス事業所数の状況】令和2年10月1日現在

単位：か所

圏域 サービス	久喜西	久喜東	菖蒲	栗橋	鷲宮	計
訪問介護	5	7	2	5 (1)	4	23 (1)
訪問入浴介護	1	0	0	0	0	1
訪問リハビリ テーション	0	0	0	1	0	1
訪問看護	3	2	0	1	3	9
通所介護	7	5	5	4	5	26
通所リハビリ テーション	1	0	1	1	2	5
短期入所 生活介護	3	2	2	2	4	13
短期入所 療養介護	1	0	1	1	1	4
福祉用具貸与	2	0	2	1	1	6
特定福祉用具 販売	2	0	2	0	1	5
居宅介護支援	7	9	2	5 (2)	9	32 (2)
介護予防支援	1	1	1	1	1	5
計	33	26	18	22 (3)	31	130 (3)

※ ( ) 内は休止中の事業所

【地域密着型サービス事業所数の状況】令和2年10月1日現在

単位：か所

圏域 サービス	久喜西	久喜東	菖蒲	栗橋	鷲宮	計
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	0	1	0	0	0	1
夜間対応型 訪問介護	0	1	0	0	0	1
小規模多機能型 居宅介護	0	2	0	0	0	2
認知症対応型 通所介護	0	1	0	0	0	1
地域密着型 通所介護	3	6	1	4	4	18
認知症対応型 共同生活介護	1 (18床)	6 (90床)	1 (18床)	3 (63床)	0 (0床)	11 (189床)
計	4	17	2	7	4	34

